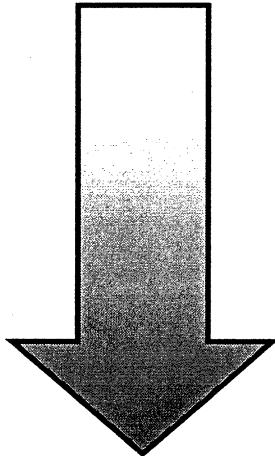


組織改革の実施スケジュール

17年6月 ○厚生労働大臣主宰による「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の設置

<法的な措置による対応>

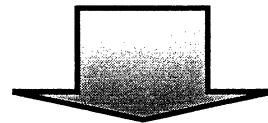
<現行組織における先行実施>



17年度 ○民間企業的な人事・処遇の導入
(平成19年度に全職員を対象とした本格実施)
○人員削減計画の策定
○人員配置の地域間格差の是正に着手



18年度 ○人員の計画的な削減に着手
○事務局の事務の一部をブロック単位に集約化



18年夏 ○年金運営会議の設置
(法案成立後) ○特別監査官の設置

18年 ○関連法案の提出(通常国会)
※ 政管健保と年金の実施組織の分離に伴うコンピュータシステムの設計開発に最低2年程度を要することから、公法人の設立時期は、最短でも平成20年の秋。



~20年夏 ○年金実施新組織の設立準備
○政管健保公法人の設立準備
・承継財産の評価・確定、企業会計原則による会計書類の作成、職員の分離・採用方法の確定、各種規則の作成等



20年秋 ○年金実施新組織及び政管健保公法人の設立
○社会保険事務局の廃止及びブロック単位化